

【参考資料 1】

葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地の 震災時対応の考え方

- 目 次 -

第1章 はじめに

第2章 県立葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地の位置づけ

2 - 1 各種計画での位置づけ

(1) 神奈川県地域防災計画

(2) 葉山町地域防災計画

2 - 2 関係者の役割

(1) 神奈川県地域防災計画における県と市町村の責務

(2) 県立都市公園内で想定される役割分担

(3) 県横須賀土木事務所の配備基準

第3章 震災時対応

3 - 1 震災発生時の対応の流れ

3 - 2 指定管理者の対応体制

(1) 初動時の配備体制

(2) 時系列別の対応

(3) 情報の連絡体制

3 - 3 公園施設について

(1) 公園施設状況

第4章 指定管理者が行う平常時における防災への取組

4 - 1 震災時利活用施設等の維持管理

(1) 施設の日常点検

(2) 備品類の日常点検

4 - 2 意識向上と行動訓練

(1) 意識向上の取組

(2) 行動訓練

資料編

公園周辺の津波浸水予測図

報告様式1（初動体制）、報告様式2（被災状況）

情報提供（園内への広報する内容、広報の方法）

第1章 はじめに

目的	この「震災時対応の考え方」は、県立葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地の有する防災機能を遺憾なく発揮させるために、県及び指定管理者が取るべき具体的な対応をまとめ、情報を共有して、平常時から常に備えるために作成したものである。
記述の時点と範囲	地震発生から3時間後までを「初動時」、地震発生から3日後までを「緊急時」、それ以降を「復旧・復興時」とする。 平常時から、指定管理者が震災に対する備えについて実施すべきものについても記載している。
記述の更新	作成に当たっては、「葉山町地域防災計画」との整合を図るとともに、県立葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地の持つ特性に合わせた記述となるよう努めた。 この「震災時対応の考え方」は、地域防災計画や公園整備計画等の改定に合わせて適宜更新するとともに、葉山町や地域住民との協働などを通じて得られた知見を基に、改良に努めるものとする。

第2章 県立葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地の位置づけ

2-1 各種計画での位置づけ

(1)神奈川県地域防災計画

地震災害対策の計画的な推進、都市の安全性の向上、災害時応急活動事前対策の充実、災害時の応急活動対策、復旧・復興対策、東海地震に関する事前対策の6章から構成されている。

都市公園についての具体的な記述は以下の3箇所である。

第2章 都市の安全性の向上

第2節 防災空間の確保

- 県は、県立都市公園の新規整備及び既存公園の拡充を推進するとともに、防災拠点となる都市公園については、市町村との役割分担を踏まえて施設整備（入口部等への太陽光発電の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、備蓄倉庫、災害時の諸活動の拠点となる管理事務所等）を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進めます。
- 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組みます。

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

- 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組みます。（再掲）

第5章 復旧・復興対策

第2節 復興対策の実施

- 国、県、市町村は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査します。
- 県及び市町村は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備します。

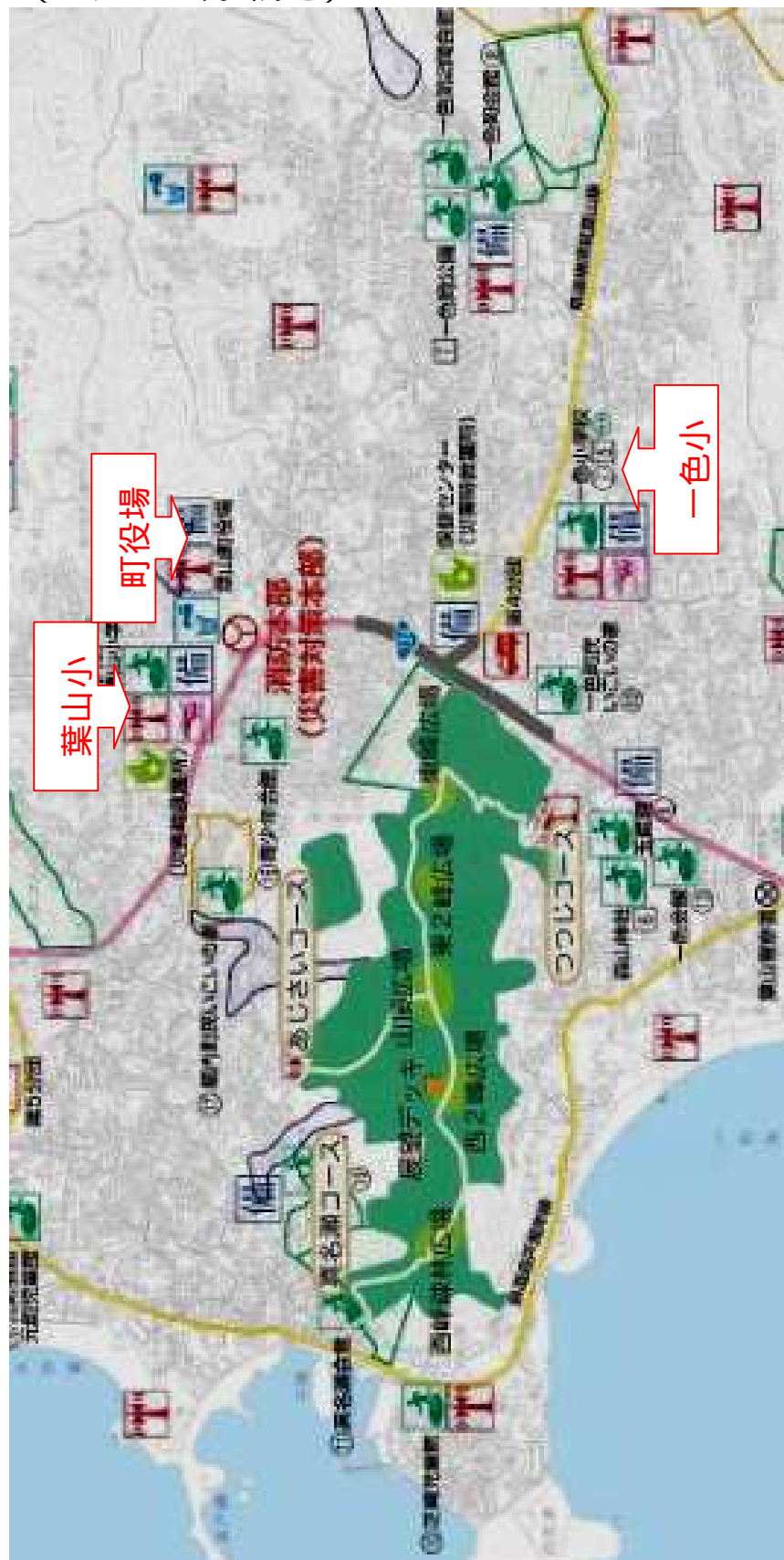
神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）平成24年4月

(2) 葉山町地域防災計画

葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地の指定、協定等の状況（平成25年3月現在）

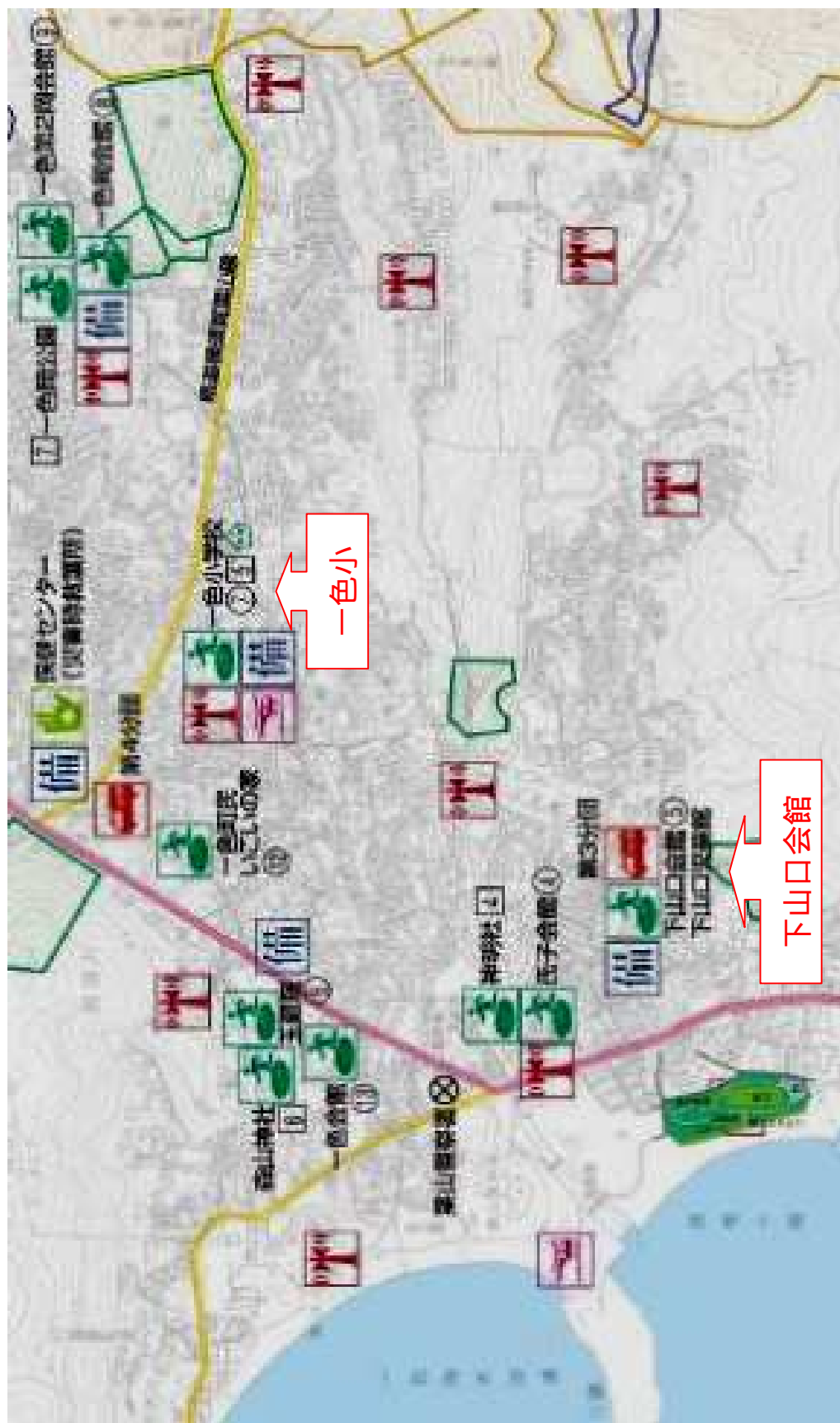
項 目	指定状況	備 考
避難関係	なし	
救助・救援活動関係	なし	
復旧・復興関係	なし	

葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地周辺の防災関連施設の配置図
（はやま三ヶ岡山緑地）



出典：葉山町ＨＰより「葉山町防災マップ」平成23年9月

(葉山公園)



出典：葉山町HPより「葉山町防災マップ」平成23年9月

葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地周辺の指定施設

区分	施設名称	役割、設備、機能
避難場所	葉山小、町役場、一色小、 下山口会館	地震などで家が倒壊、焼失した場合に、市や自主防災組織などの指示に従い避難する場所

2 - 2 関係者の役割

(1) 神奈川県地域防災計画における県と市町村の責務

県：包括的な広域的自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震被害から保護するため、関係機関の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、その総合調整を行う。

市町村：防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市町村地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震被害から保護するため、関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

事 務 又 は 業 務（抜粋）	県	市町村
組織の整備、知識の普及・教育、訓練の実施	○	○
防災施設の整備、防災に必要な物資・資機材の備蓄	○	○
地震に関する情報の収集、伝達及び広報	○	○
被災者に対する救助及び救護		○
避難対策		○
消防活動その他の応急措置		○
緊急輸送の確保、交通規制、その他社会秩序の維持	○	

市町村への応援、災害救助法に基づく被災者の救助

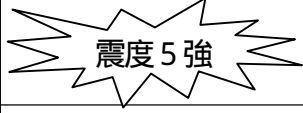
(2) 県立都市公園内で想定される役割分担

事務又は業務	指定 管理者	設置管理許可 施設等	県横須賀土木 事務所	葉山町
被災状況等の把握	公園内	施設内	管内	町内
園内への情報提供		施設内	○	○
公園利用者の 避難誘導		施設内		公園外
周辺住民の 避難誘導				町内
園内負傷者への 救急措置	○ 応急措置	施設内 応急措置		
公園施設の提供		施設内	○	
避難場所の運営	○	○施設内	○	
必要物資の提供	○	○		
救助・救援活動 への支援	○		○	○
公園施設の復旧	応急措置	施設内	本格復旧	
平常時 維持管理		施設内	○	
意識向上、 行動訓練		施設内	○	○

：主体的な活動、○：協力、支援、連携する活動
設置管理許可施設がある場合の施設管理者

地域防災計画を基に想定した公園内での役割分担だが、被災時には状況に応じて県民、利用者の安全や生活の確保を第一に、それぞれが臨機応変に対応するものとする。

(3) 県横須賀土木事務所の配備基準

	配備基準	配備体制	要 員	参集の有無
管内震度	 震度5弱	第1次応急体制	第1次応急要員	配備基準に応じて要員が参集する。
	ツナミ津波警報			
県内震度	 震度5強	第2次応急体制	第2次応急要員	
	県内に大規模な災害が発生	第1次本部体制	第1次本部要員	
	 6弱以上	第2次本部体制	第2次本部要員 (全職員)	
	県内全域に大規模な災害が発生			
	オオツナミ津波警報			

【東海地震に関する配備】

注意情報の発表	第2次本部体制	第2次本部要員 (全職員)	自己所属
予知情報の発表			

この配備基準は、「地震時行動マニュアル(案)神奈川県県土整備局」に記載されている県土木事務所等の配備基準(一部抜粋)を示したもので、参考までに記載している。

参考1 津波警報・注意報の分類

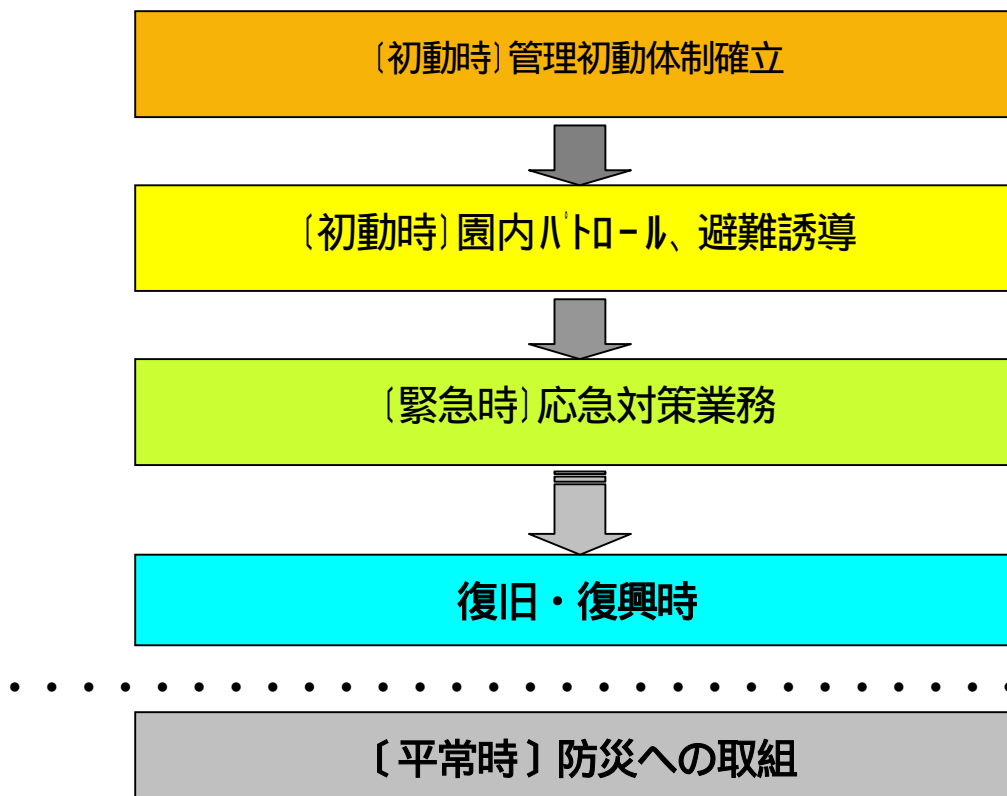
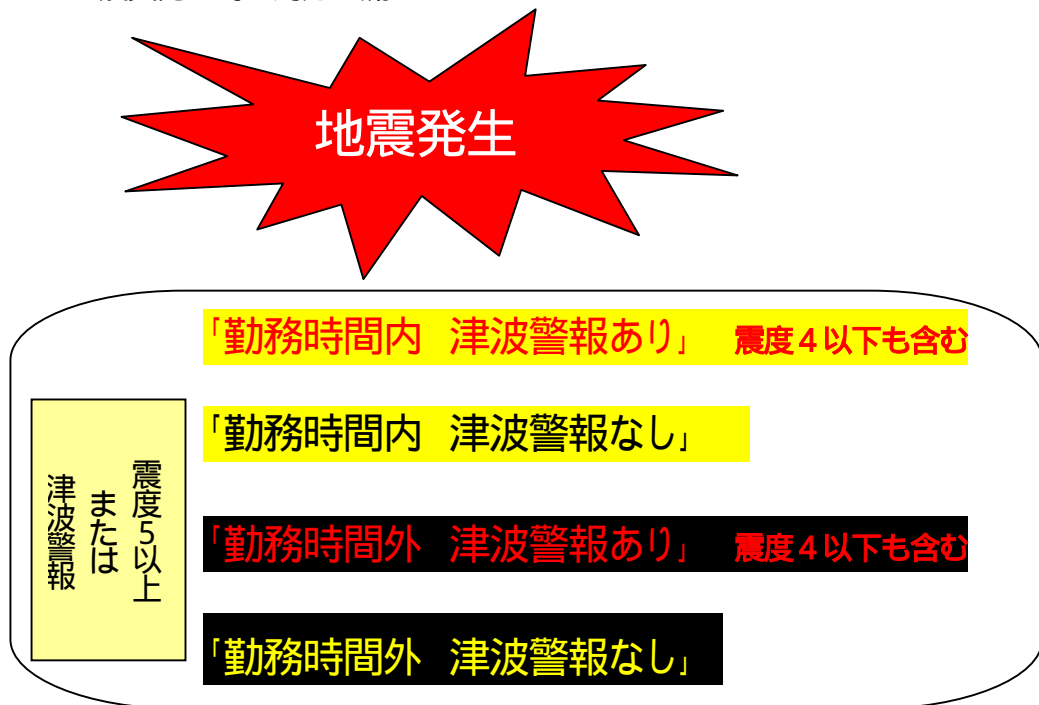
	巨大地震での表現	数値での発表(発表基準)
大津波警報	巨大	5m(3<高さ 5)、10m(5<高さ 10)、10m超(10<高さ)
津波警報	高い	3m(1.0<高さ 3.0)
津波注意報		1m(0.2<高さ 1.0)

参考2 主な施設の標高

葉山 駐車場	約6m	三ヶ岡山 真名瀬入口	約11m
葉山 園地	約3~9m	三ヶ岡山 つつじ入口	約34m

第3章 震災時対応

3 - 1 震災発生時の対応の流れ



3 - 2 指定管理者の対応体制

(1) 初動時の配備体制

勤務時間内に震度5以上の地震が発生した場合、来園者の安全を確保するため、最低限次の体制を確保すること。

勤務時間内 震度5以上

葉山町で

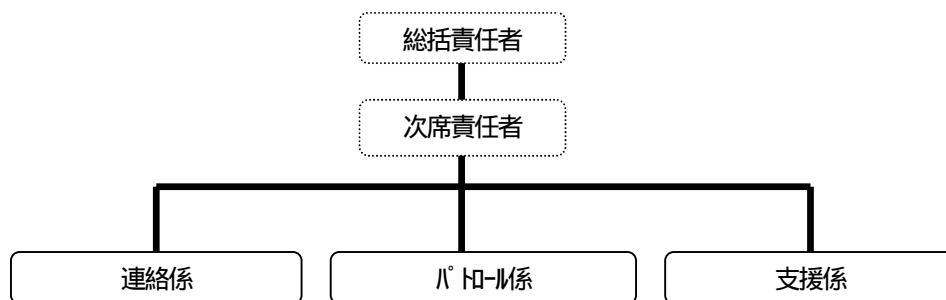
震度5弱以上 または 津波警報 または 東海地震注意・予知情報

県内どこかで

震度5強以上 または 大津波警報 または 大規模な災害が発生

津波警報あり = 公園利用者を安全な高台に避難誘導後、3係に分担

津波警報なし = 30分以内に出動スタッフで分担



係	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害状況把握、来園者誘導、応急対策実施等
支援係	管理事務所での建物点検、救護、物資の管理、等

各係の人員等については、指定管理者において適切に配置すること。

両公園については現地事務所がないことから、本部体制と連携の上現場対応を行うこととする。

勤務時間内 震度4

葉山町で 震度4

30分以内にパトロールを開始、終了次第、異常があれば県横須賀土木事務所へ報告

勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合、公園外からの避難者がいる場合を想定し、最低限次の体制を確保すること。

勤務時間外 震度 5 以上

葉山町で

震度 5 弱以上 または 津波警報 または 東海地震注意・予知情報

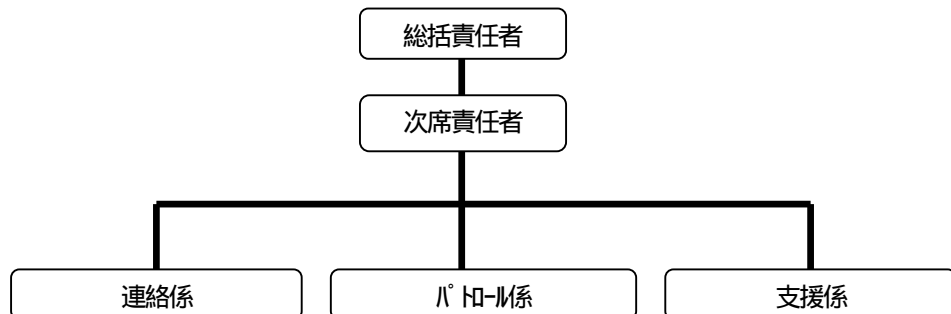
県内どこかで

震度 5 強以上 または 大津波警報 または 大規模な災害が発生

津波警報が発表されている = 自宅等の安全な場所で待機
解除後にすばやく参集

津波注意報・津波なし = 安全確認しながら参集

- 地震発生から 3 時間以内に 3 係体制を整えることを原則とする。



各係の人員等については、指定管理者において適切に配置すること。
当公園については現地事務所がないことから、本部体制と連携の上現場対応を行うこととする。

勤務時間外 震度 4

葉山町で 震度 4

情報収集を行い、異常があれば県横須賀土木事務所へ報告

(1) 時系列別の対応

津波注意報・警報、大津波警報が発令された場合は、公園利用者を安全な高台への避難誘導を優先し行う。

〔初動時(地震発生から3時間後まで)〕 初動体制確立

●初動体制報告

【連絡係】

- ・地震発生から、昼間30分を目途として、県横須賀土木事務所に初動体制等を報告する。→ 報告様式1
- ・夜間は体制確立後、速やかに報告を行う。

●情報収集、園内情報伝達

【支援係】

- ・テレビなどから集めた情報を、掲示等で園内に伝える。
→ 情報提供様式

●安全確認と機能回復

【支援係】

- ・現地設備の安全、稼動状況を確認する。

●負傷者への応急措置

【支援係】

- ・負傷者への応急措置を行う。
- ・更なる手当てが必要な場合は、町の救護所等への行き方を教え、周囲の方々に随行・搬送を呼びかける。

〔初動時(地震発生から3時間後まで)〕
園内パトロール、避難誘導

人命優先・被害拡大防止を第一に

●被災状況把握

【パトロール係】	・初動体制確立後1時間以内を目処に、要点検箇所を巡視し、被災状況と利用状況を把握し、連絡係に報告する。 ・把握した情報を図面上に取りまとめる。 (情報収集はパトロールにより行うことが望ましいが、周辺状況などを考慮し、パトロールを実施するかどうかの判断を行う。)
----------	---

●応急措置

【パトロール係】	・危険箇所には即時の対応を行う。人命に関わる危険区域、被害拡大の恐れがある区域等に、バリケード設置等を行い、立入防止措置を取る。
----------	--

●利用者避難誘導

【パトロール係】	・自宅や避難施設等への移動が危険な場合等は、安全の確認された広場等で様子を見るように誘導する。
【支援係】	・周囲の道路状況等を伝える。 ・支援係は、園内放送などで上記内容呼びかける。

●工事現場の対応(施工中の場合)

【パトロール係】	・施工業者との協力により、現場の安全確保を行う。
----------	--

〔緊急時(地震発生後から3日間)〕 応急対策業務

● 被災状況、体制等の状況報告

【連絡係】

- ・ 初動時報告後は、原則として午前と午後に各 1 回の報告を行う。→ 報告様式 2
- ・ 日没までに職員の泊込み体制の有無等を報告する。

● 応急対策・利用者対応の継続

【パトロール係】

- ・ 危険度、被害拡大の緊急度の高いものから順次、対策を充実強化させていく。
- ・ 利用者の状況に応じて、必要な公園施設（休息用施設、トイレ、夜間照明等）を使用できるようにする。
- ・ 交通機関の状況、避難所等への徒歩経路などの情報を直接提供する。

● 利用者対応の継続

【支援係】

- ・ 負傷者への救急措置を継続する。
- ・ 放送、掲示等により、交通機関の状況や避難所、避難施設等への移動経路などの情報提供を行う。
- ・ 葉山町と連携を取り、飲料水等の配布を行う。

● 救助・救援活動への支援

【パトロール係】

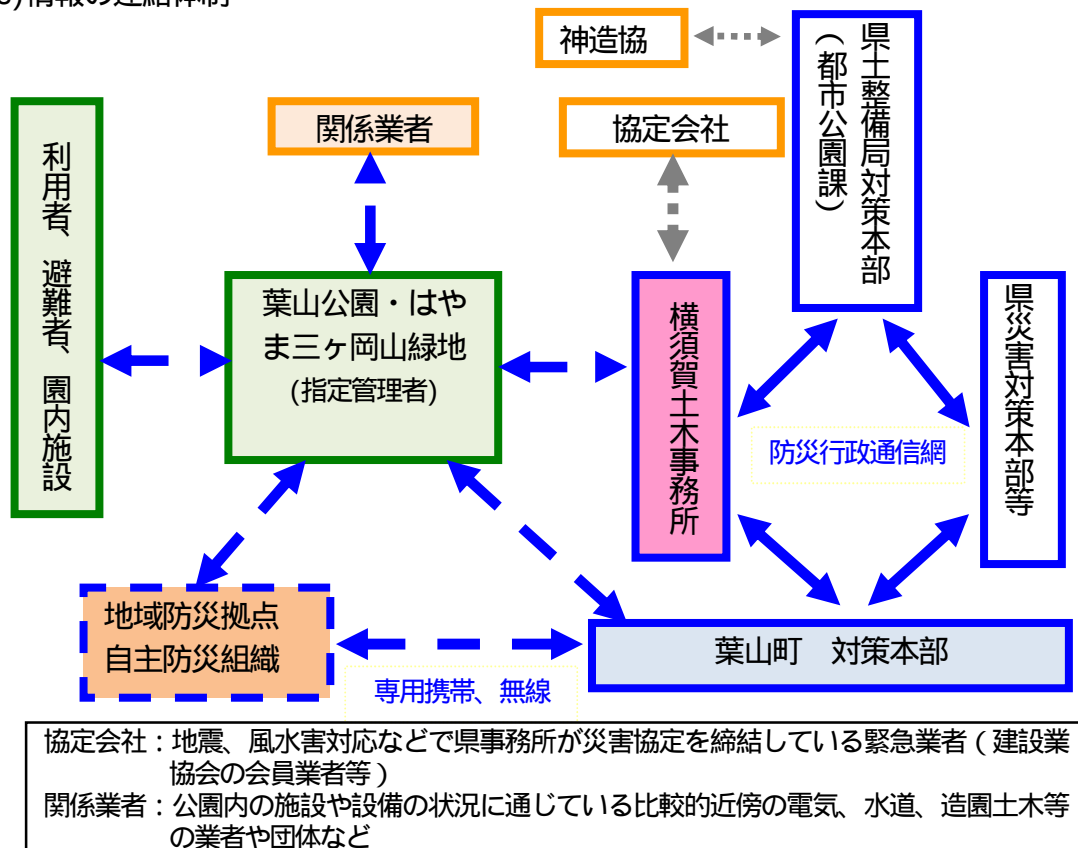
- ・ 現場の状況により、利用者や車両の立入禁止区域を設定する。

復旧・復興時の対応（地震発生4日後以降）

指定管理者は、職員の体調や公園施設の利活用状況等に応じて、県横須賀土木事務所と調整の上、適時通常体制に移行する。

体制の維持	指定管理者自らが使用する、燃料・食糧の調達。 備蓄品の状況確認。
連絡調整	県横須賀土木事務所、葉山町との連絡調整 必要な情報を園内に放送、掲示
安全確保	余震対応、園内の安全確認、必要な立入禁止等の対策の実施
避難者対応	帰宅困難が解消した後に公園に滞留する避難者への対応 ・ 葉山町との連携により最寄りの避難所への移動を勧める。 ・ 避難所に移動できない避難者への対応
復旧・復興活動への支援	復旧・復興活動の拠点としての利活用の要請があった場合、県横須賀土木事務所からの指示等に応じて、広場や園路、その他の施設を提供する。
公園復旧	指定管理者直営で行える簡易な復旧や、関係業者に緊急施工させるべき支障物の除去などは速やかに実施する。

(3)情報の連絡体制



3 - 3 公園施設について

(1)公園施設状況

公園施設	施設規模、仕様	想定される利活用
建築物	なし	
広場	(三ヶ岡山) 3 広場	一時避難
駐車場	(葉) 駐車場 (標高31m) 普通114台	緊急車両駐車
トイレ	(葉) 休憩所：一箇所 (葉) 身障者用：男女共用 1	
水関係	(三) 防火水栓 (町管理)	防火・生活用水
照明・放送	なし	

- 対象とする滞留者想定人数¹：葉山公園 259名
(はやま三ヶ岡山緑地は未想定)
- ・両公園は物資の保管場所がないため、物資の準備は行わないが、参考までに想定人数を示す。
 - 1 滞留者想定人数については、公園利用者が交通機関の途絶などで公園内から移動が困難になった人数のことです。県都市公園課が年間利用者数から想定したもので、参考数字として示すものです。

第4章 指定管理者が行う平常時における防災への取組

4 - 1 震災時利活用施設等の維持管理

(1) 施設の日常点検

震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施する。

- ・基本的に月1回、震災時のパトロールコースを、異状の有無や動作等を確認しながら巡回する。
- ・法定点検が必要な施設は、スケジュールを定め実施する。

(2) 備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行う。
- ・防災対策に常備しておくべき資機材及び救急医薬品はリストを作成し、管理事務所の分かりやすい場所に保管する。
- ・通常業務に使用するものは、使用後に必ず保管場所に戻す。別の場所に保管する場合は所在を記入した案内図を備えつけ、非常時に確実に使用できるようにする。

4 - 2 意識向上と行動訓練

(1) 意識向上の取組

指定管理者職員の意識向上

- ・職員各自が震災対応について理解しておく。
- ・家族との連絡方法や個人として参集時に持参するものは常時から備えて、緊急時には震災対応に専念できるようにする。
- ・常に防災関連情報の収集を心がけ、防災に関連する講習や研修会に参加することが望ましい。(救命講習、AED講習等)

利用者・近隣住民への働きかけ

- ・具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及について検討する。

(2) 行動訓練

指定管理者職員

- ・震災時利活用施設の点検に合わせ、公園利用者の避難誘導や救急活動等の訓練を実施する。(年1回以上)
- ・年1回以上の勤務時間外の参集訓練を実施すること。

市町村等(自主防災組織等)との連携

- ・意見交換

定期的に震災時対応についての意見交換の機会を持ち、施設の改修や社会状況の変化に応じたマニュアルの見直し等を協議する。

- ・初動対応

施設の解錠施錠や避難車両誘導等について協議し、初動対応の協力体制を確立する。

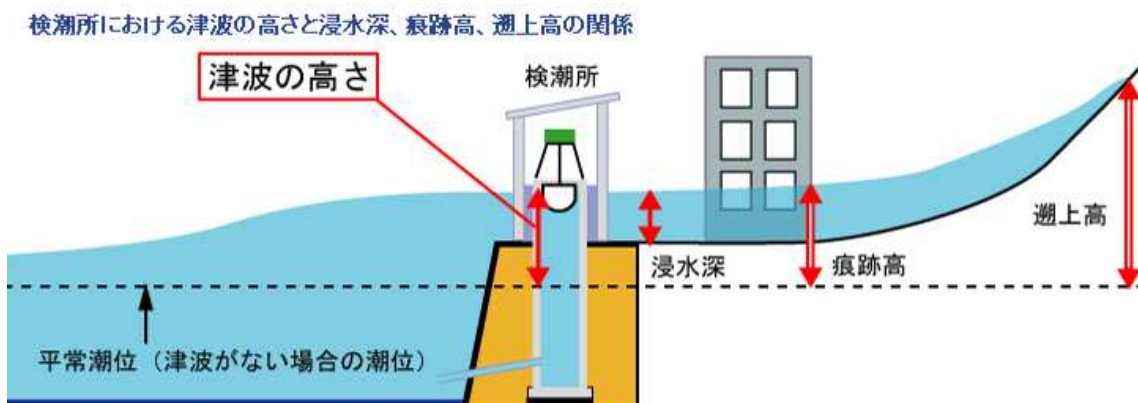
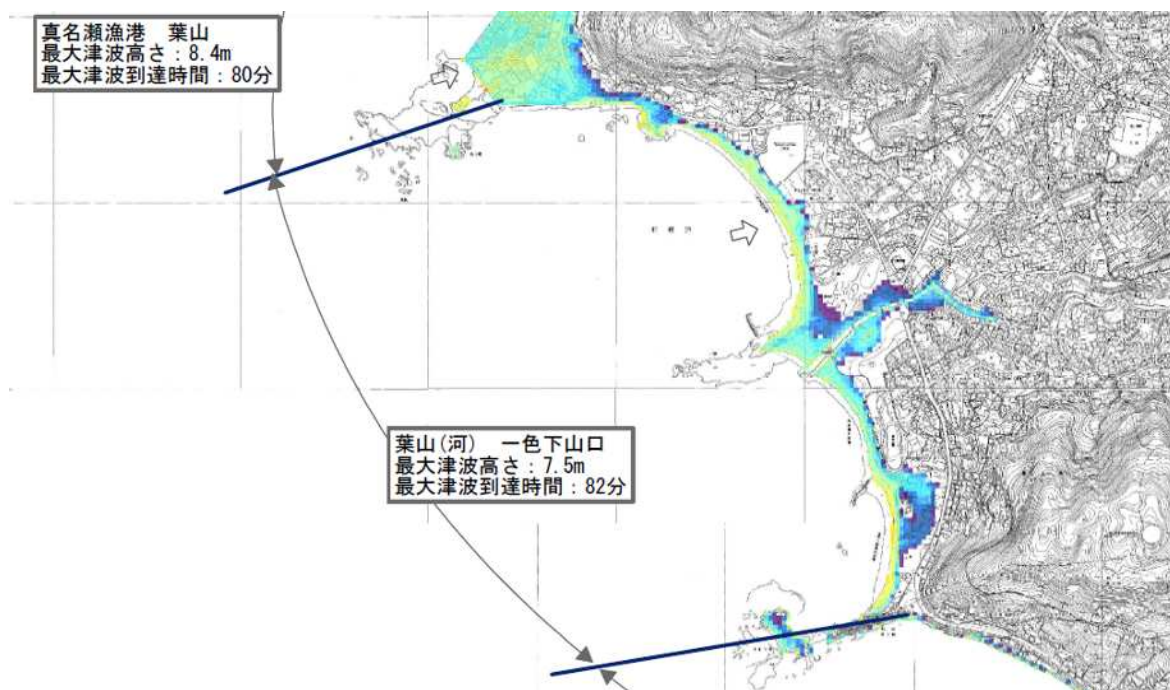
- ・共同での訓練、体験イベント

葉山町と共同で行うなど初動対応訓練の実施を検討する。より多くの参加に向け、炊き出し体験や施設利用体験などを含んだ住民参加イベントの開催も検討する。

年1回以上の共同訓練や体験イベントの開催が望ましい。

資料編

公園周辺の津波浸水予測図 慶長型地震 (2012年 神奈川県)



気象庁HP「津波について」から引用

報告様式 1 (初動体制)

葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地 → 横須賀土木事務所

○月○日() ○時○分現在

時 分 葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地対策本部設置
参集人員□□□以下○名

報告様式 2 (被災状況)

葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地→横須賀土木事務所

○月○日() ○時○分現在

時 分 葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地対策本部設置 参集人員□□□以下○名

被災状況

箇 所	被災状況	利用状況	対応状況

利用状況：

避難状況：

(簡単な図を添付)

情報提供様式

(園内へ広報する内容)

○月○日()○時○分	地震の規模	M○.○	震源地	○○
各地の震度	震度7	○○		
	震度6弱	○○、○○		
	震度5強	○○、○○、○○、○○、○○		
大津波警報	第1波	○時○分、○○で○m		
		で m		
交通被害	J R東海道線	全線不通、相模線	全線不通	
	小田急線小田原線	全線不通、江ノ島線	全線不通	
	道路.....			
避難関係	避難勧告、指示、収容施設			
市の応急対策	給水及び給食、電気・ガス・水道等による二次災害の防止、防疫、臨時災害相談所の開設			